

国立大学法人 東京芸術大学

法人番号：27

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p><b>【評定】</b> 「中期目標を<u>おおむね</u>達成している」</p> <p><b>【申立内容】</b> 評定を「中期目標を<u>達成</u>している」に改めていただきたい。</p> <p><b>【理由】</b> 中期計画【48】の進捗状況が「十分には実施していない(II)」と判断されたことが当該目標項目全体の評定を決めているが、<u>以下3つの観点により再考願いたい。</u></p> <p><b>①中期計画【31】に係る評価との整合性</b> 「I. 教育研究等の質の向上の状況 - グローバル化に関する目標」を構成する中期計画【31】は、【48】と同一内容を含むものであるが、国立大学法人評価委員会に承認された「戦略的かつ意欲的な目標・計画」であることから、NIADによる評価原案において「中期計画を実施している」という標準的な判定がなされている。【48】の語学力に関する部分は【31】を参照しており、【48】に含まれるもうひとつの要素「複雑化・高度化する業務に対応できる職員を育成するための計画的な研修」についても、計画通りに実施できていることから、評価に係る実施要領の基準等に照らし、また、【31】に係る評価との整合性を踏まえ、【48】は「II」には相当しないものと考えられる。</p> <p><b>②4年目終了時(令和元年度)評価および令和2年度評価との整合性</b> 中期計画【48】に係る実績値については、令和元年度・2年度の時点でも目標値に届いていなかったが、進捗状況は「III」と判断され、項目全体の評定も「順調」を得た。このことは、令和2年度評価までは当該計画の難易度等が加味されていることを意味し、目標値に届いていないことが直ちに「II」となるわけではない、という基準が示されているものと言え、今般の評価は過年度の基準との一貫性に欠く。</p>	<p><b>【対応】</b> 原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 法人から申立てがあった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。 なお、中期計画【48】は、中期計画【31】の一部の要素が含まれておらず、同一内容ではない。加えて、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に認定されていないことから、中期計画【31】に係る評価との整合性を欠くものではない。 また、4年目終了時評価では、令和元年度までの事業の実施状況並びに令和2年度及び令和3年度の事業の実施予定について評価を行っているが、今回の評価では6年間の事業の実施状況の評価を行っており、変更が生じることはあり得ることから、一貫性を欠くものではない。</p>

**③当該項目を構成する他の中期計画事項も含めた総合的判断**

業務実績評価の実施要領では、項目別評価の評定に係る判断基準の目安が示されているが、基本的には総合判断がなされるものと明記されている。そのため、本学が当該目標項目において、中期計画【48】以外（【42】～【47】【49】）では「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」との評価を得ていることは考慮されるべきであり、上記①②の状況に加え、当該項目を構成する中期計画8事項全体の総合的な評価という観点で見れば、十分に「中期目標を達成している」の評定に足るものと言える。